

共同生活援助、施設入所、宿泊型自立訓練利用者が 帰省時に居宅介護及び重度訪問介護を利用する場合の取扱いについて

共同生活援助（以下GHと記載）、施設入所又は宿泊型自立訓練（以下GH等と記載）利用者のうち、帰省時に必要があると認められる場合には、併せて居宅介護及び重度訪問介護（以下居宅介護等と記載）の支給決定を受けることが可能です。ただし、帰省時の居宅介護等の利用は、**GH等の請求が全くない場合（加算を含む）**に限りますので、ご注意ください。

帰省時の同日においてGH等と居宅介護等の請求があった場合には、本市より状況を確認させていただいたうえで、返戻や再請求を依頼することがあり、そういった場合に業務負担が増えることが想定されます。そのため、GH、施設入所、宿泊型自立訓練、居宅介護、重度訪問介護事業者におかれましては、契約時に必ず受給者証で**他のサービスの支給決定内容についても確認**いただき、GH等から帰省される際には**帰省中の他のサービス利用状況を確認**していただきますようお願いいたします。

【参考】報酬算定可否まとめ

（例1）土曜日に帰省し、月曜日にGHに戻る。土曜日に帰省先において、居宅介護を利用する。

	土曜日	日曜日	月曜日
GH	居宅介護を利用する場合には、加算を含めて全ての報酬算定不可。	要件に該当すれば帰宅時支援加算・長期帰宅時支援加算の算定が可能。	要件に該当する本体報酬及び加算の請求が可能。
居宅介護	加算を含めてGHの報酬が全く算定されない場合に居宅介護の利用が可能。	—	—

（例2）土曜日に帰省し、月曜日に施設入所先に戻る。日曜日に帰省先において、重度訪問介護を利用する。

	土曜日	日曜日	月曜日
施設入所	要件に該当する本体報酬及び加算の請求が可能。	重度訪問介護を利用する場合には、加算を含めて全ての報酬算定不可。	要件に該当する本体報酬及び加算の請求が可能。
重度訪問介護	—	加算を含めて施設入所の報酬が全く算定されない場合に重度訪問介護の利用が可能。	—